

自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書

第162回通常国会で成立し、2006年4月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以後、保険業法)によって、知的障害者などの団体が、構成員の為に自主的かつ健全に運営してきた共済制度や、公益法人関連法の改正に伴い公益法人が行う共済(以後、自主共済制度)が存続の危機に追い込まれている。

保険業法の改正の趣旨は、「共済」をな のって不特定多数の消費者に保険商品を販売し、消費者被害をもたらしたいわゆる「ニセ共済」を規制し、消費者を保護することが目的であった。

しかし、当初の趣旨が保険業法とその政省令策定の段階で大きく逸脱し、自主共済制度も保険会社に準じた規制を受けることとなった。

その結果、制度の存続が困難な団体は廃止・解散を迫られ、制度からの脱退を余儀なくされる国民が続出するなど深刻な事態になっている。

そもそも「共済」は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助のために創設され、日本社会に深く根を下ろしてきた。仲間同士の助け合いを目的に、自主的かつ健全に運営してきた自主共済制度は、利益を追求する保険業とはまったく異なる。その自主共済制度を保険会社と同列に置き、株式会社や相互会社を設立しなければ運営できないようにするなど、一律かつ強制的な規制と負担の押し付けは、多くの自主共済制度を廃止に追い込むことになる。これは、「契約者保護」「消費者保護」を目的とした法改正の趣旨にも反するばかりか、憲法が保障する「結社の自由」「団体の自治権」を侵すことにもなるものである。

以上のことから、下記の事項を速やかに見直し、改善されるよう求める。

記

- 1 自主共済を保険業法の適用除外にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年4月7日

衆議院議長	横路孝弘	} 様
参議院議長	江田五月	
内閣総理大臣	鳩山由紀夫	
財務大臣	菅直人	
厚生労働大臣	長妻昭	
内閣府特命担当大臣	亀井静香	
金融庁長官	三國谷勝範	

兵庫県たつの市議会議員 角田 勝